

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	5	府省庁名	文部科学省
対象税目	☒ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☒ その他（徴収規定）		
要望項目名	高等学校等就学支援金制度の拡充に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）を支給している。 ・ 特例措置の内容 令和7年2月25日、自民党、公明党、日本維新の会の三党の合意において、高等学校等就学支援金について、令和8年度から、所得要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げること等が記載された。詳細な制度設計については、引き続き三党の枠組みにおいて議論を行い、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現することとされているが、今後、高等学校等就学支援金の支給対象人数や支給金額が増加することが見込まれている。 本要望は、高等学校等就学支援金について、上記の制度拡充がなされた場合も、引き続き、公租公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じることを要望するもの。		
関係条文	・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条第2項、第12条、第13条、同法施行令第4条 ・ 所得税法第9条第1項第15号		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、高等学校等就学支援金の拡充を図る。 (2) 施策の必要性 現行、高等学校等就学支援金については、公租公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第12条及び13条）。 今後、制度拡充がなされた場合、新たに対象となる生徒等、及び加算される就学支援金について、これらの措置が適用されないとなると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないこととなる。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）（抄）（目的） 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 ・政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり（文部科学省政策評価基本計画） ・政策目標 2－6 教育機会の確保のための支援づくり（文部科学省政策評価基本計画）
		政策の達成目標	高等学校等への進学率の増加 ※中学校卒業者に占める高等学校等への進学率。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	高等学校等への進学率 平成 21 年度：97.9%→令和 4 年度：99.2%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高等学校等就学支援金の非課税、差押え禁止が明確化されることで、就学支援金の支給額が減額されないこととなり、高等学校等の生徒の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行う予定である。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	就学支援金を支給することは、生徒における授業料に係る経済的負担の軽減に資するものである。公課を課し、支給額を減額した場合や、差押がなされた場合には、授業料の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		高等学校等就学支援金制度創設時の平成 22 年度税制要望において、就学支援金の公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。 また、就学支援金の加算等を行った平成 26 年度及び令和 2 年度の税制改正要望において、改正後も引き続き公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。